

**産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会  
電気保安制度 WG（第 11 回）－議事要旨**

日時：令和 4 年 6 月 2 9 日（水） 1 0：0 0～1 2：0 0

場所：Teams 開催

**出席者**

**<委員>**

若尾座長、飯岡委員、大関委員、柿本委員、坂本委員、曾我委員、西川委員、前田委員、安田委員、渡邊委員、橋本委員、東嶋委員

**<経済産業省>**

田上電力安全課長、沼田電気保安室長 他

**議事概要：**

**○電気事業法改正の御報告**

<委員・オブザーバー（以下、「委員等」）からの主な御意見>

- ・今般の法改正を踏まえた今後の具体的な制度設計においては、国会での審議経過を踏まえ、現場に配慮しつつ、丁寧かつ着実な制度検討をすべき。
- ・認定制度の申請に向けて計画的に準備を進めるために、早期に具体的内容の検討をすべき。また、認定制度の施行に先立ち、事前の事業者による相談の期間を長く設けるべき。
- ・認定要件は真に必要な要件を見極め、申請様式の簡素化を行うべき。

<事務局からの主な回答>

- ・制度の運用にあたっては、国会の審議を踏まえて対応していく。
- ・認定制度の詳細設計にあたっての具体的な基準は、ガス事業法・高圧ガス保安法とも足並みをそろえつつ、検討を進めていく。
- ・電力分野独自の基準は基本的な考え方を整理した上で、WG 等で引き続き検討する。

**○小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化について**

<委員等からの主な御意見>

- ・小型の風力発電については、3 0V 未満のものについても、高所にある場合のブレード飛散などリスクが考えられるので、その安全確保も必要があれば検討すべき。
- ・太陽電池発電設備の設置にあたり、崖などの設置場所が危ないことは理解しているが、平らな土地であっても突風、竜巻が起きるかもしれない、そのようなものについても追加の確認項目で安全性を確認できるのか。
- ・住宅用太陽光については、基礎情報届出や事故報告の対象外となるため、業界団体等とも連携し、実態把握できる体制構築が必要。
- ・いわゆる分割案件への対応については、新規の設備が対象になると理解するが、今後事業者変更や集約化する場合についての取り扱いも並行して検討、整理すべき。
- ・使用前自己確認が必要となる変更工事の範囲について、出力 1 0 %とある程度余裕を持っているため基本的に問題ないと思われるが、運用開始後は事業者側に過度に煩雑な手続きが発生しないか等、どのようなことが起こるか注視すべき。併せて部分的な PCS の変更や 5 %に満たないパワコンの変更などの細かい変更も想定しておくことが必要。

- ・事故報告の中で再発防止が対応できていればよいが、情報が不足しているのであれば、構造の部分だけでも使用前自己確認の内容を改めて確認することも場合によっては検討すべき。
- ・今回は2 MW未満の変更に関する要件だが、2 MW以上の工事計画対象の変更要件との整合性は取られているのか。
- ・使用前自己確認を実施する時には設備が既に完成している状況であるため、設計の段階で発電事業者や施工業者が関与することの重要性を周知していただきたい。
- ・発電設備の情報や事業者の体制の情報については、徐々にFITから電気事業法に移行して整備する必要がある。
- ・基礎情報収集の目的としては事前のチェック、事後のコンタクト先、横展開に必要な情報把握という3つがあげられるが、その中で架台やパワコンの種類等、横展開に必要な情報が不足していると認識おり、どのような情報の把握が必要なのか項目の検討を詳細に詰めていくべき。
- ・効率的な導入と安全性の確保の両立が非常に重要。DX化の観点や競争力強化にむけて将来的な規制緩和なども並行して考えておく必要がある。今回決めたままではなく、定期的なフォローアップを実施し、制度が複雑になりすぎない程度で容量だけでなく、実態に応じ立地や実施する事業者などある程度細かく設定して、よい事業者が増える仕組み作り、行政、事業者双方の効率的な仕組みにしていくべき。
- ・制度の運用にあたっては、保安監督部間で対応のばらつきがないよう、横展開をしっかりとってはかっていくべき。
- ・10 kW未満の太陽電池発電設備は、住宅用太陽光発電システムガイドライン等により安全を確保することのことだが、必ずしも住宅の屋根に乗っているものだけではなく、野立ても一定数存在しているが、野立ての場合はどのようにフォローするのか。
- ・国会の附帯決議にもあったとおり、行政の責任において再エネ事業者に対し、十分に制度周知の徹底をはかっていくとともに、今般の制度改正によって、保安の適正化が真に図られたと実感できるように既設案件の対応や分割案件に代表される規制逃れをしっかりと抑制していくべき。
- ・講習を受けた事業者の公表について、市民が使用前自己確認をお願いする事業者が講習会を受けている施工業者かどうかを確認できると安心できるので、事業者宛てだけではなく一般公衆にむけた幅広い周知が必要。
- ・新規の低圧の発電設備については、現在運転開始の直前に行政に対して届け出るシステムがないため、発電事業者から適切に届出がなされたか確認した後に運転や売電を開始する仕組みを作るべき。
- ・小規模事業用電気工作物のPCSについては、第三者認証において電气的リスクからの安全性確保は可能であり、使用前自己確認の項目を簡略化できるのではないか。

#### <事務局からの主な回答>

- ・設置場所が平地である場合についても、NEDOガイドラインを技術基準解釈で引用しており、架台やアンカーの確認といった項目で確認すれば平地設置のも含め十分であるものと認識している。
- ・2 MW以上の太陽電池発電設備の現状の取り扱いについて、2 MW以上の取り替え、設置、改造があった場合には改めて工事計画を届出ることとしており、それ未満については改めての提出は不要だが、大きな設備についても今回の改正による運用とうまく整合するようにする。
- ・10 kW未満の野立ての太陽電池発電設備の安全確保については、太陽光発電協会の点検ガイドラインがあることを認識している。

- ・分割案件については事業規制と連携しながら、運用していく。
- ・国会での附帯決議や指摘については、しっかり対応していく。
- ・制度周知については、行政のみならず、業界とも連携して対応していく。

## ○登録適合性確認機関に係る制度設計について

### <委員等からの主な御意見>

・適合性確認のための評価能力について、電気事業法第69条の学歴・実務経験に関する要件においては、学科の統廃合などにより分野の垣根が無くなってきているため、例えば電気工学であればどのような内容を学んでいるべきかを明確にすべきではないか。また、資格や実務経験も考慮すべきではないか。

・特に洋上風力発電を大規模に導入していくにあたっては、電源の開発側だけでなく、審査側の体制の拡充や技術力の継続的な向上は重要。そのため、新規に確認機関を立ち上げる申請があった場合に、体制や能力の評価の確実な実施が大前提ではあるが、過度に厳しい審査となったり、確認に必要以上に時間がかかるようなことがなく、十分な体制と能力を有する組織であれば参入できるような運用をすべき。

・迅速な審査を進めていくために標準処理期間の公表は重要だが、適合性確認が技術的に難しい案件を引き受けた場合、あるいは適合性確認の申請者側の問題により処理期間が延びるケースの場合、処理期間だけでは確認機関の実力が見えてこないことが有り得るため、特殊な案件は審査にかかった期間を公表しなくてもよいこととする等、特殊な案件であることが理由で期間が延びた場合に不利にならないように配慮すべきではないか。

・技術基準等の不断の見直しによる知見の積み重ねや新技術の取り入れは重要。

・確認機関は、高い専門性や公正・中立な審査といった観点から、現行の認証機関に近いものではないか。

・確認機関は国に代わって技術基準への適合性を確認するという重要な役割を担っているため、その公正性・中立性の担保については慎重な検討が必要。例えば公務員の場合、国家公務員倫理法や刑法上の贈収賄等に関する規程等により、不正が起こりにくいたてつけになっているが、組織体制の評価の中で、コンプライアンス体制の確保や、業務規程の中で諸々の手立ては想定しているものの、安全性への問題が生じたときのことも勘案し、これで十分なのか、その他に運用上で留意することは無いのかなど、慎重に検討していくことが必要。

・確認機関はどのくらいの数が登録されるのか。もし確認機関が不正な対応をすることで変更命令や登録取消しなどに至った場合、実務が回らないこともあり得るのではないか。

・特殊電気工作物は省令で規定されるが、現状は風力を対象としているところ、それ以外の発電設備についても必要に応じて適用できるのか。併せて、適合性確認は工事計画届の中での話が中心になると思うが、それ以外の部分の審査も可能なのか。

### <事務局からの主な回答>

・審査側の十分な体制や能力の確保も重要な論点。また、国による確認機関に対するチェック体制も重要と考えている。

・標準処理期間については、特殊な案件であれば期間が延びてしまうことも有り得るが、あくまでも事業者の予見性を高めるために一定の目安として標準処理期間を設定する。

・不正防止策については、国家公務員の場合、国家公務員倫理法や刑法上の贈収賄の規程等が適用される一方で、登録適合性確認機関には民間の株式会社や社団法人等が想定されるため、規律確保のために業務規程や職務規程で不正等の防止措置を規定する形としている。公益法人改革の中でも、国の業務を外部に出す場合はこうした措置を講ずることが閣

議決定されているため、まずはこうしたルールに基づき対応していくことを想定している。これで不十分な場合は、制度の中にみなし公務員規定をおくことなどの検討も必要になるかもしれない。

- ・確認機関の数について、日本海事協会やビューローベリタスジャパンといったウィンドファーム認証を行っている認証機関が、登録適合性確認機関に近いと考えており、複数の登録があると考えている。

- ・風力以外に登録適合性確認機関による確認が適用されるのかについては、まずは風力の工事計画の適合性確認を念頭に置いており、太陽光については今のところ現行制度で対応できているものと認識しているが、今後その他の電源設備も含め、新たに特殊な電気工作物の急増等の状況があった場合には、対象を広げていく議論も将来的に否定はできない。

## ○洋上風力発電所の統括制度の検討について

<委員等からの主な御意見>

- ・最近では自動で飛行できるドローンもあるため、現場への急行が困難な洋上設備につき、ドローンや定点カメラなどを活用して状態を確認することについても検討すべき。

- ・洋上風力に現状のルールをそのまま適用することは厳しいため、今回の見直しは重要であるが、洋上風力発電所の範囲は風車に加え変電所等の陸上設備についても含んでおり、発電所のどの設備までの到着をもって2時間とするのかにつき、具体的な検討が必要ではないか。

- ・将来的に沖合に設置する浮体式の洋上風力が出てきた場合、海が穏やかな時にも2時間以上かかってしまうことも考えられ、実際福島沖の洋上風力発電所については船で1時間半から2時間かかる。海が平穏な場合においても2時間ルールが制約となりうるので、場所的要件と時間的要件については今後もしっかり検討すべき。

<事務局からの主な回答>

- ・2時間ルールの見直しについては、業界の方々やWGでもしっかりと議論しながら進めていきたい。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742